入札公告（説明書）

令和8年11月16日
東日本高速道路株式会社　関東支社　支社長　金田　泰明

次のとおり公募型プロポーザル方式について公告します。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

なお、契約情報公表要領に基づき、本件が契約締結に至った場合は、契約締結後、遅滞なく競争参加者情報及び入札情報（評価点を含む）を当社ホームページで公表します。

１．調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	東京外環自動車道　北千葉ＪＣＴ設計検討業務
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書（案）』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本　関東支社　支社長　金田　泰明
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本　関東支社　技術部　調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2.入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	見積活用方式の有無	「有」
1-13	その他	・本件は「質問一括回答試行対象」である。 ※詳細については、本書2-16、2-17及び別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

２．入札手続き日程

入札公告日		令和8年11月16日
2-1	審査基準日	本書2-3に示す「参加表明書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年12月15日まで
2-3	参加表明書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和8年12月15日　16時00分まで ※共通入札公告4-3-1及び4-3-5～4-3-11に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（参加表明書様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2 条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正１部・副１部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 【提出書類】 (1)　参加表明書（参加表明書様式1） (2)　担当者連絡先届（参加表明書様式2） (3)　技術資料(参加表明書様式3)（※Microsoft Excelにより提出すること。） (4)　業務実施体制（参加表明書様式4）
2-4	技術提案書の提出者の選定及び提出要請日	令和9年1月15日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付する。
2-5	非選定通知にかかわる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の提出期限	【提出期限】 令和9年3月4日　16時00分 ※共通入札公告4-3-8～4-3-11に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（参加表明書様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2 条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正１部・副3部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 【提出書類】 (1)　技術提案書（技術提案書様式1） (2)　業務への取組み姿勢（技術提案書様式2） (3)　特定テーマに対する技術提案（技術提案書様式3） (4)　参考見積書（技術提案書様式4-1、4-2）
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	【実施期間】 令和9年3月9日から令和9年3月24日までを予定 【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、技術提案書様式1に記載された担当者宛て別途連絡を行う。
2-8	技術提案書の特定通知日	令和9年4月15日を予定 ※特定しない場合は、非特定通知書を送付します。
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	非特定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで
2-10	参考見積書の提出期限	【提出期限】 本書2-6に示す提出期限と同じ。 【提出方法】 本書2-6に示す提出方法と同じ。
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本書2-7に示す実施期間と同じ。

2-12	訂正参考見積書提出期限	【提出期限】 令和9年4月22日　16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（参加表明書様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス［赤］』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。
2-13	見積書の提出期限	【提出期限】 令和9年5月20日　16時00分 ※共通入札公告4-5に示す見積合わせに関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金抜設計書様式のとおり) ※共通入札公告1-6(5)に示す事項を十分に確認のうえ提出することとし、入札時に提出する内訳明細書における見積対象項目の総額は入札者自身が提出した最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を上限とし、これを超えた場合は入札無効とする。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。 【提出書類】 (1)　見積書 (2)　内訳明細書(※Microsoft Excelにより提出すること。なお、内訳明細書の単位表記は、「ℓ」の場合は「Ｌ」、「㎡」の場合は「m2」、「㎥」の場合は「m3」と記載し、提出すること。）
2-14	見積執行日時	令和9年5月21日　10時00分
2-15	見積執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付質問内容】 質問書A：　申請書等に関する質問 質問書B：　見積対象項目に関する質問 質問書C：　技術提案書に関する質問 質問書D：　設計図書に関する質問 【受付期間】 質問書A：　入札公告の日から令和8年12月1日 16時00分まで 質問書B：　入札公告の日から令和9年2月2日 16時00分まで 質問書C：　入札公告の日から令和9年2月2日 16時00分まで 質問書D：　質問書Cの期間に含まれる 【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。 ※2-3に示す申請書等提出期限日以降は、申請書等を提出しない者、又は競争参加資格「無」と通知された者（段階的選抜方式の場合は非選抜者、プロポーザル方式の場合は非選定者を含む）については、質問書を受け付けない。
2-17	質問に対する回答期間	【回答内容】 質問書A：　申請書等に関する質問に対する回答 質問書B：　見積対象項目に関する質問に対する回答 質問書C：　技術提案書に関する質問に対する回答 質問書D：　設計図書に関する質問に対する回答 【回答日】 質問書A：　令和8年12月8日 質問書B：　令和9年2月17日 質問書C：　令和9年2月17日 質問書D：　質問書Cの期間に含まれる 【回答方法】 NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。 上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。 ※詳細については、別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	本書1-11に示す設計業務成果品等を、参加表明者に対し貸与する。 貸与する場合は、共通入札公告4-6-9に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。 【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「参加表明書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで 【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本　関東支社　技術部受付 【貸与方法】 本書1-4に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。 【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告4-6-9.(5)及び(6)を参照のこと。

競争参加資格要件等一覧表

<table>
<tr><td colspan="2">調査等名</td><td colspan="3">東京外環自動車道　北千葉JCT設計検討業務</td></tr>
<tr><td rowspan="7">調達手続の概要</td><td>競争契約の方法</td><td colspan="3">公募型プロポーザル方式（総合評価型）</td></tr>
<tr><td>落札者の決定方法</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>見積活用方式の対象</td><td colspan="3">有</td></tr>
<tr><td>評価値の算出方法</td><td colspan="3">－</td></tr>
<tr><td>入札ボンド</td><td colspan="3">対象外</td></tr>
<tr><td>履行ボンド</td><td colspan="3">対象</td></tr>
<tr><td>審査時期</td><td colspan="3">事前審査</td></tr>
<tr><td rowspan="5">参加表明者に求める事項</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">下記に示す業種区分の「令和　　7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業種区分</td><td colspan="3">道路設計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">参加表明者に求める事項</td><td>審査基準</td><td colspan="3">審査基準日において、平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業（以下、「元請」という）として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。

※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。</td></tr>
<tr><td>同種業務</td><td colspan="3">業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（技術データ）で次の（ｉ）及び（ⅱ）においてデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。なお、（ｉ）（ⅱ）のデータ登録を行っている業務は同一業務である必要はない。
（ｉ）業務分野が道路（下表のいずれかのデータ登録が必要）
<table>
<tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr>
<tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
</table>
（ⅱ）業務分野がトンネル（下表のいずれかのデータ登録が必要）
<table>
<tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr>
<tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>審査基準</td><td colspan="3">審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。</td></tr>
<tr><td>同種業務</td><td colspan="3">平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。
業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（技術データ）で次の（ｉ）又は（ⅱ）においてデータ登録を行っている者。または、同等の業務経験のある者であること。
（ｉ）業務分野が道路（下表のいずれかのデータ登録が必要）
<table>
<tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr>
<tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
</table>
（ⅱ）業務分野がトンネル（下表のいずれかのデータ登録が必要）
<table>
<tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr>
<tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">競争参加要件</td><td rowspan="2">配置予定管理技術者に求める事項</td><td>技術者資格</td><td>次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。
<table>
<tr><td>1</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－道路</td></tr>
<tr><td>2</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>道路</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td></tr>
<tr><td>4</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>道路</td><td>計画・調査・設計</td></tr>
<tr><td>5</td><td>RCCM</td><td>道路</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>交通</td></tr>
<tr><td>7</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA・B</td><td>交通</td></tr>
<tr><td>8</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA・B</td><td>交通</td></tr>
<tr><td>9</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－トンネル</td></tr>
<tr><td>10</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>トンネル</td></tr>
<tr><td>11</td><td colspan="3">上記10と同等の能力と経験を有する者※1</td></tr>
<tr><td>12</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>トンネル</td><td>計画・調査・設計</td></tr>
<tr><td>13</td><td>RCCM</td><td>トンネル</td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>15</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA・B</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>16</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA・B</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>17</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースB</td><td>トンネル・地下</td></tr>
<tr><td>18</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースB</td><td>トンネル・地下</td></tr>
</table>
※1　上記3および上記11に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。
※　上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</td></tr>
<tr><td>手持ち業務量</td><td>手持ち業務量が、以下の①に該当しないこと。

①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。
なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務実施体制</td><td>業務実施体制が、以下の①又は②のいずれにも該当しないこと。

①再委任の内容が「主たる部分」若しくは「秘密情報及び個人情報」の処理に係る場合。
②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>審査基準</td><td>審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。</td></tr>
<tr><td>同種業務</td><td>平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。
業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績データ（技術データ）で次の（ｉ）又は（ⅱ）においてデータ登録を行っている者。または、同等の業務経験のある者であること。
（ｉ）業務分野が道路（下表のいずれかのデータ登録が必要）
<table>
<tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr>
<tr><td>道路</td><td>道路</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>道路</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>道路</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>道路</td><td>現道拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
</table>
（ⅱ）業務分野がトンネル（下表のいずれかのデータ登録が必要）
<table>
<tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr>
<tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>基本（予備・概略）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>実施（詳細）設計</td><td></td></tr>
<tr><td>トンネル</td><td>トンネル</td><td>施工計画</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>配置予定照査技術者に求める事項</td><td>技術者資格</td><td>次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。
<table>
<tr><td>1</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－道路</td></tr>
<tr><td>2</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>道路</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td></tr>
<tr><td>4</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>道路</td><td>計画・調査・設計</td></tr>
<tr><td>5</td><td>RCCM</td><td>道路</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>交通</td></tr>
<tr><td>7</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA・B</td><td>交通</td></tr>
<tr><td>8</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA・B</td><td>交通</td></tr>
<tr><td>9</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－トンネル</td></tr>
<tr><td>10</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>トンネル</td></tr>
<tr><td>11</td><td colspan="3">上記10と同等の能力と経験を有する者※1</td></tr>
<tr><td>12</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>トンネル</td><td>計画・調査・設計</td></tr>
<tr><td>13</td><td>RCCM</td><td>トンネル</td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>15</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA・B</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>16</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA・B</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>17</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースB</td><td>トンネル・地下</td></tr>
<tr><td>18</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースB</td><td>トンネル・地下</td></tr>
</table>
※1　上記3および上記11に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。
※　上記の資格について、現在の資格名称等（部門名称等を含む。以下同じ。）と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</td></tr>
<tr><td>競争参加資格未資格者</td><td>施工管理（調査等）業務の受注者</td><td>業務名）　令和8年度　千葉工事事務所　技術課施工管理業務Ⅰ</td><td>受注者名）（株）片平新日本技研</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>業務名）　令和8年度　千葉工事事務所　技術課施工管理業務Ⅱ</td><td>受注者名）開発虎ノ門コンサルタント（株）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>業務名）　令和8年度　千葉工事事務所　技術課施工管理業務Ⅲ</td><td>受注者名）（株）建設技術研究所</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

技術評価項目及び評価基準

技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式_総合評価型	技術評価点(満点)	100点

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">参加表明者の経験及び能力</td><td rowspan="3">資格・実績・成績等</td><td>参加表明者の同種業務実績</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
競争参加資格要件等一覧表　参加表明者に求める事項　同種業務（ｉ）業務分野が道路
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点=　配点（20点）　×　係数 a</td><td rowspan="5">0～20点</td><td rowspan="5">20点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table>
競争参加資格要件等一覧表　参加表明者に求める事項　同種業務（ⅱ）業務分野がトンネル
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点=　配点（20点）　×　係数 a</td><td rowspan="5">0～20点</td><td rowspan="5">20点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>資格・経験・成績等</td><td>配置予定管理技術者の資格</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">技術部門・科目・種類に応じ評価する。

外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_配置予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1～3もしくは9～11に該当する</td><td>30点</td><td rowspan="3">30点</td></tr>
<tr><td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_配置予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4～8もしくは12～18に該当する</td><td>15点</td></tr>
<tr><td>③上記に該当しない</td><td>不適</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>資格・経験・成績等</td><td>配置予定管理技術者の同種業務経験</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点=　配点（30点）　×　係数 a</td><td rowspan="5">0～30点</td><td rowspan="5">30点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同種業務経験がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同種業務経験が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記に該当しない</td><td colspan="3">0.00</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="3">技術提案書の提出者を選定する方法</td><td>
技術提案書の選定方法は次のとおりとする。
①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明者の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。
②技術提案書の提出者として選定する数は下記のとおりとする。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が下記の数を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が下記の数に満たない場合にはこの限りではない。
3　者
③入札手続き中の辞退等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は 求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。
</td></tr>
</table>

技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

公募型プロポーザル方式_総合評価型	技術評価点(満点)	100点

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>資格・実績等</td><td>配置予定管理技術者の資格</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">技術部門・科目・種類に応じ評価する。

外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_配置予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1～3もしくは9～11に該当する</td><td>10点</td><td rowspan="3">10点</td></tr>
<tr><td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_配置予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4～8もしくは12～18に該当する</td><td>5点</td></tr>
<tr><td>③上記に該当しない</td><td>不適</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td>資格・経験等</td><td>配置予定管理技術者の同種業務経験</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点(10点) × 係数a</td><td rowspan="5">0～10点</td><td rowspan="5">10点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同種業務経験がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同種業務経験が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記に該当しない</td><td colspan="2">0.00</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>配置予定照査技術者の経験及び能力</td><td>資格・経験等</td><td>配置予定照査技術者の技術者資格</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">技術部門・科目・種類に応じ評価する。

外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_配置予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の1～3もしくは9～11に該当する</td><td>10点</td><td rowspan="3">10点</td></tr>
<tr><td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_配置予定照査技術者に求める事項_技術者資格」の4～8もしくは12～18に該当する</td><td>5点</td></tr>
<tr><td>③上記に該当しない</td><td>不適</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>配置予定照査技術者の経験及び能力</td><td>資格・経験等</td><td>配置予定照査技術者の同種業務経験</td><td>
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="4">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td colspan="4">評価点= 配点(10点) × 係数a</td><td rowspan="5">0～10点</td><td rowspan="5">10点</td></tr>
<tr><td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td></tr>
<tr><td></td><td>同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr>
<tr><td>同種業務経験がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>同種業務経験が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記に該当しない</td><td colspan="2">0.00</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

業務への取り組み姿勢

提出された技術提案書を下表の評価基準に基づき評価する。

評価基準		配点
業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5点
実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10点
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10点

評価方法は次の通りとする。
①「業務への取り組み姿勢」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。
②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。
　配点×5/5(相対的に非常に優れている)
　配点×4/5(相対的に優れている)
　配点×3/5(普通)
　0点(妥当でない)
③各評価者の評価の平均点が評価点となる。(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)

特定テーマに対する技術提案

提出された技術提案書を下表の評価基準に基づき評価する。

評価基準		配点
的確性	・地形、環境、地域特性などの与条件との整合が高い場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。 ・業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	15点
実現性	・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 ・利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 ・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 ・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	15点
独創性	・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・ただし、汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は評価しない。	5点

特定テーマ	地上及び地中の構築物(歩道橋、水路及び調整池等)への影響を考慮し、施工性かつ経済性に優れた道路構造物を設計するための留意点

評価方法は次の通りとする。
①「特定テーマに対する技術提案」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。
②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。
　配点×5/5(相対的に非常に優れている)
　配点×4/5(相対的に優れている)
　配点×3/5(普通)
　0点(妥当でない)
③各評価者の評価の平均点が評価点となる。(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)

参考業務規模

提出された技術提案書を下表の評価基準に基づき評価する。

評価基準	配点
・代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。	－

参考業務規模(税込)	95百万円

技術提案書に関するヒアリング

(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。
イ. 配置予定管理技術者の業務経験について
ロ. 技術提案の内容について
ハ. 総額及び参考見積書の内容について

(2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。
(3)ヒアリングは質疑応答を含め30分程度とする。